

# 弁護士との法律相談内容に対する警察による捜査関係事項照会の憲法的評価

——憲法上のプライバシー権・秘密交通権・弁護士相談権（裁判を受ける権利）に着目した事例研究——

吉原裕樹

## 第1 はじめに

本稿では、次の事例（以下「本事例」という）を素材として、憲法上の検討を行う。

A県B市は、B市役所庁舎内において、定期的に無料法律相談を実施している。法律相談を受けることができるのは、B市の市民である。上記法律相談に応ずるのは、弁護士であるところ、上記法律相談に応ずる弁護士は、B市の組織内弁護士や顧問弁護士ではなく、弁護士会から派遣された弁護士である。

私人Xは、2018年某月某日、B市の上記法律相談を受けた。

C県警察D警察署は、ある刑事事件について捜査していたところ、Xが、同刑事事件の被疑者として浮上した。D警察署は、Xが、B市の法律相談を受けたとの情報をつかんだ。D警察署は、Xが同法律相談にて、弁護士から上記刑事事件に関する助言を受けた可能性があると考えた。

そこで、C県警察D警察署長Eは、2018年某月某日、B市に対して、捜査関係事項照会書を送付し、刑事訴訟法197条2項に基づく照会（以下「捜査関係事項照会」という）を行った。Eは、同照会において、B市がXの法律相談において把握した、「Xの住所、生年月日、連絡先等の人定事項」、Xの「相談受理年月日、相談内容、相談の措置結果」を回答するよう求めるとともに、Xが法律相談に持参した各種資料の

写しを提供するよう求めた。

Eの行為に、憲法上どのような問題があるか。

仮に読者が各種試験で本事例に接した場合、Xの憲法上の人権として、プライバシー権（日本国憲法13条）等が問題になることに気付くだろう。また、本事例に特徴的な点として、問題となるプライバシー情報が、私人の弁護士に対する相談内容（及びそれに関連する情報）であるという点がある。これも、読者にとって気付きやすいだろう。

いずれにせよ、ほとんどの読者は、本事例について、いかにも現実離れた教室設例であるとの印象を抱くのではないか。

しかし実際には、本事例は現実に発生した事例である。本事例は、本稿筆者（以下、単に「筆者」という）が、B市に対する情報公開請求にて取得した行政文書の記載に基づくものである。本稿では、Xのプライバシー保護のため、本事例に関する一部の情報を伏せる。本事例に記載した内容は、2018年という時期を含め、いずれも事実と相違ない。

## 第2 事実関係の補足

以下、本事例に関する現実の事実関係を補足する。

A県とC県は、近畿2府4県のいずれかの府県である（本稿では、具体名は伏せる）。A県とC県とは、異なる府県である。

C県警察D警察署長Eは、2018年某月某日、B市に対して、捜査関係事項照会（刑事訴訟法197条2項）として、捜査関係事項照会書を送付した。これに対し、B市福祉部福祉総務課課長は、同日から1週間後に、Eに対して回答書（以下「本回答書」という）をもって回答した。B市は、筆者の情報公開請求に対して、本回答書を開示した。

本回答書のうち、回答部分を抜粋すると、次のとおりである。

1 相談者の住所・氏名・生年月日、連絡先等の人定事項

相談者の同意が得られませんでした。

2 相談受理年月日、相談内容、相談の措置結果及び相談者が持参した各種資料の写しの交付

PIO-NETに掲載されている情報以外は存在しません。当該相談において、相談者から契約書等の資料提供を受けた形跡は確認できませんでした。なお、本件を受け付けた相談員は既に退職しており、その他の回答は出来ませんのでご了承ください。

筆者に対して開示された本回答書では、B市の名称はもちろん、C県警察D警察署長Eの氏名も、捜査関係事項照会書の番号や日付も、マスキング（黒塗り）されていなかった。他方で、Xの氏名その他Xを特定することができる情報、及び、上記刑事事件の内容は、本回答書には記載されていないし、捜査関係事項照会書自体は開示されなかった。

筆者は、C県警察に対しても、本事例に関する情報公開請求を行った。しかしC県警察は、「訴訟に関する書類」（刑事訴訟法53条の2第1項）に該当するとして、全部不開示とした。

### 第3 事実関係に関する検討

上記第2のとおり、本回答書に、PIO-NETという文言が登場する。PIO-NETの正式名称は、「全国消費生活情報ネットワークシステム」である。同システムは、「国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステム」である<sup>1)</sup>。

---

1) 以上につき、独立行政法人国民生活センターウェブサイト (<http://www.kokusen.go.jp/pionet>) 参照。以下、ウェブサイトの閲覧日はいずれも2023年9月12日である。

さらに、C県警察D警察署長Eは、Xが法律相談時に弁護士に提出した「契約書等」の写しの提供を求めている。以上からすると、Xが被疑者となっている刑事事件は、消費者詐欺事件などの消費者事件である可能性が高い。

C県警察D警察署長Eは、B市に対する捜査関係事項照会において、Xの氏名を照会した。その理由として、C県警察D警察署が把握しているXの氏名が、通名である可能性があるため、念のため、Xの本名を調査しようとした可能性が考えられる。

XがB市の法律相談に訪れていることからすると、少なくともその時点では、証拠不十分等の理由により、Xは逮捕・勾留されていなかったということになる。

本回答書の記載（上記第2）によれば、B市は、Eへの回答に先立って、Xに対し、Eへの情報提供に同意するかどうか確認したが、Xの同意が得られなかった。本回答書の文言からすると、B市からXに、確認の連絡がついたかどうかは必ずしも明らかではない。そのため、一定期間Xに連絡がつかなかったため、B市が、Xの同意が得られないとして取り扱った可能性も否定できない。しかし、捜査関係事項照会のわずか1週間後に、本回答書による回答がなされたことからすると、B市からの問合せに対して、Xが明示的に、C県警察D警察署への情報提供を拒否する意思を示し、B市もその意思を尊重した、という可能性が高い。

#### 第4 背景となる弁護実務・行政実務

本事例における警察の意図を正確に理解するためには、以下のとおり、背景となる弁護実務・行政実務を考慮に入れる必要がある。

##### 1 弁護士の守秘義務

弁護士は、厳格な守秘義務（弁護士法23条本文等）を負う。このことは、一般人にとっても常識に属しよう。守秘義務は、弁護士の職務上の義務のうち、最重要のものの一つである<sup>2)</sup>。

Xが、B市の法律相談で弁護士に相談した内容は不明であるが、自らが

被疑者になっている刑事事件に関する相談である可能性は、十分にある。Xを含む私人は、弁護士が厳格な守秘義務を負っているからこそ、自らが被疑者になっている刑事事件を含め、安心して弁護士に相談し、その助言を受けることができる。

## 2 地方公共団体の法律相談

地方公共団体は、定期的に、弁護士による市民向け無料法律相談を実施していることが非常に多い。B市の法律相談も、その一つである。

弁護士会から派遣されて、地方公共団体による市民向け法律相談に応ずる弁護士は、法律相談ごとに、相談者の氏名、相談年月日、法律相談の概要等を記載した書面を、当該地方公共団体に提出する場合がほとんどである。この書面は通常、「法律相談票」・「相談票」などといわれる。

法律相談票の記載事項は、地方公共団体によって様々である<sup>3)</sup>。しかし、相談者の氏名、相談年月日、相談に応じた弁護士の氏名、相談の結果（相

---

2) 以下については、日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著『解説 弁護士職務基本規程（第3版）』（日本弁護士連合会、2017年）54-55頁、日本弁護士連合会調査室編著『条解 弁護士法（第5版）』（弘文堂、2019年）166頁、高中正彦『法曹倫理』（民事法研究会、2013年）115-116頁、柏木俊彦「弁護士の守秘義務」日本法律家協会編『法曹倫理』（商事法務、2015年）108-109頁、手賀寛「守秘義務」高中正彦・石田京子編『新時代の弁護士倫理』（有斐閣、2020年）46頁などを参照。

3) 京都市は、法律相談票をウェブサイトにて公開している。京都市ウェブサイト (<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000088100.html>)。

同ウェブサイトにて、相談者に対する次のような案内文が掲げられている。「限られた時間の中で効率的に相談していただけるよう、具体的な相談内容を相談前に御記入いただいております。相談票の様式（A4判）を印刷の上、御記入いただき、予約された相談受付の際に御持参ください。そのため、京都市の上記法律相談票は、相談者が事前に記入する形式である。

京都市の上記法律相談票のなかには、「どのようなことでお困りですか（ご相談の主な内容）」、「どのようなことをご望みですか（解決に向けてのご希望）」、「ご質問や弁護士に伝えたいことはありますか（疑問点やお考えなど）」という質問と、それぞれに対する自由解答欄が設けられている。

談のみで終了／弁護士が受任／他機関紹介など）については、記載欄があることが非常に多い。相談者の住所、電話番号、生年月日、年齢については、記載欄があることが比較的多いが、地方公共団体によっては、記載欄がない場合もある。

法律相談内容、及び、弁護士の回答内容について、法律相談票に大きな自由記載欄がある場合も少なくない。弁護士が同記載欄に記載した内容が簡素であると、当該地方公共団体の法律相談受付担当職員が、弁護士に、より詳細に記載するように要請する場合もある。

法律相談票には、機密性の高いプライバシー情報が記載される。そのため相談者も、相談に応じた弁護士も、地方公共団体がこれを厳重に管理することを当然の前提として、法律相談票を当該地方公共団体に提出する。

### 3 警察の意図

C県警察D警察署は、以上のような事情を理解し、Xが弁護士に対して、刑事事件に関する事情を包み隠さず供述している可能性が高いと考え、裁判官・裁判所の発付する令状によらずに、法律相談内容及びそれに関連する情報を取得しようとしたものである。

## 第5 合憲性の検討

### 1 憲法上の人権

#### (1) 秘密交通権・弁護士相談権

憲法は、刑事事件における被疑者・被告人に、弁護人に依頼する権利（弁護人依頼権）を明文で保障している（憲法34条前段、37条3項<sup>4)</sup>。ここ

---

4) 泉徳治は、被疑者・被告人の弁護人依頼権を、武器対等原則によって基礎付ける。泉徳治「憲法及び自由権規約上の弁護人依頼権」泉徳治ほか『統治機構において司法権が果たすべき役割 第2部（判例時報2479号臨時増刊）』（判例時報社、2021年）7-8頁。武器対等原則については、拙稿（吉原裕樹）「憲法における武器対等原則の意義と裁判を受ける権利——刑事手続IT化（刑事ウェブ裁判）を前にして——」大阪経済法科大学法学論集87号（2022年9月号）1-15頁も参照。

弁護士との法律相談内容に対する警察による捜査関係事項照会の憲法的評価

という「弁護士」とは、弁護士（たる弁護士）を指す<sup>5)</sup>。

被疑者・被告人が、公権力に内容を知られることなく、弁護士（弁護士）に相談し助言を受けることができる権利を、一般に「秘密交通権」という。最高裁判所は、秘密交通権について、最大判平成11年（1999年）3月24日民集53巻3号514頁（以下「本判例」という）にて、以下のとおり判示した。

憲法34条前段……の弁護人に依頼する権利は、身体の拘束を受けている被疑者が、拘束の原因となっている嫌疑を晴らしたり、人身の自由を回復するための手段を講じたりするなど自己の自由と権利を守るため弁護人から援助を受けられるようにすることを目的とするものである。したがって、右規定は、単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないというにとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障しているものと解すべきである。

刑訴法39条1項が……被疑者と弁護人等との接見交通権を規定しているのは、憲法34条の右の趣旨にのっとり、身体の拘束を受けている被疑者が弁護人等と相談し、その助言を受けるなど弁護人等から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものであり、その意味で、刑訴法の右規定は、憲法の保障に由来するものであるということが出来る……。

上記引用文のとおり、本判例は「憲法の保障に由来する」という文言を用いている。このため、本判例が秘密交通権を、端的に憲法上の弁護人依頼権の一環として認めているかは、必ずしもはっきりしない。しかし本判

---

5) 長谷部恭男編『注釈日本国憲法(3) 国民の権利及び義務(2)・国会』（有斐閣、2020年）334頁（川岸令和執筆部分）、木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール憲法（第2版）』（日本評論社、2019年）392頁（倉田原志執筆部分）。

例が、秘密交通権を憲法上の弁護人依頼権によって基礎付けていることは間違いない。

本判例は直接には、「身体の拘束を受けている被疑者」について判示したものである。しかし、被疑者・被告人は通常、専門的な法律知識を有していないため、弁護人（弁護士）による助言がなければ、適切に防御活動を行うことができない。このため、身体拘束を受けている被疑者・被告人はもちろん、身体拘束を受けていない被疑者・被告人にとっても、弁護人（弁護士）に相談し、その援助を受けることは、非常に重要である<sup>6)</sup>。そのため憲法上、秘密交通権、すなわち、被疑者・被告人が公権力に内容を知られることなく、弁護人（弁護士）に相談し助言を受けることができる権利は、当該被疑者・被告人が身体拘束を受けているか否かにかかわらず、憲法 34 条前段等によって保障されると考えるべきである<sup>7)</sup>。

- 
- 6) 刑事訴訟法学では、憲法 37 条 3 項等により「有効な弁護を受ける権利（弁護人の効果的な援助を受ける権利）」が保障されるとする見解が非常に有力である。もっとも、緑大輔によれば、弁護人による弁護がどの程度有能・有効なものであれば足りるか、また、同弁護が有能・有効でなかった場合の効果（たとえば上訴理由の成否）については、「現在もお理論的に明確な解決が与えられていない」。以上につき、緑大輔「有効な弁護を受ける権利と訴訟の構造・序説」赤池一将ほか編『刑事司法と社会的援助の交錯（土井政和先生・福島至先生古稀祝賀論文集）』（現代人文社、2022 年）489-502 頁。
- 7) 神田雅憲は最近、刑事訴訟法学の立場から、刑事弁護における秘密の保護について、注目すべき研究を公表している。神田雅憲「刑事弁護における秘密の保護(1)」法学協会雑誌（東京大学）138 卷 9 号（2021 年 9 月号）1629-1633 頁は、次のように論ずる。

〔捜査機関をはじめとする公権力による、〕弁護人と被疑者・被告人間のコミュニケーションの内容の探知により、直ちに憲法上保障された実質的な弁護人の援助を受ける権利の侵害が生じるかについては争いがあるものの、弁護人と被疑者・被告人間のコミュニケーションの秘密を保護することが、憲法上保障された実質的な弁護人の援助を受ける権利の保障に資するという点においては〔判例・学説上〕見解の一致が見られる。……

筆者は、民事事件（行政事件を含む）を念頭において、次のように論じたことがある。「一般人が弁護士に相談し、その助言を受けるに際し、公権力による不当な介入を受けない（消極的）自由を、当該一般人の〔憲法上の〕裁判を受ける権利の一環として保護する必要がある。この自由を、『弁護士相談権』と呼称することができる」<sup>8)</sup>。秘密交通権は、刑事事件における弁護士相談権のあらわれである。

## (2) 令状主義・プライバシー権

憲法 35 条とそれに基づく刑事訴訟法 218 条 1 項等により、捜索差押えには、原則として、裁判官・裁判所が事前に発付する令状が必要である（令状主義）。その趣旨は、事前に、中立的機関たる裁判官の審査（令状審査）を要求することで、私人のプライバシー権や財産権に対する、捜査機関の恣意的な介入を防止しようという点にある。

他方、刑事訴訟法 197 条 2 項は、捜査機関が、公務所又は公私の団体に対して照会して、必要な事項の報告を求めることができる旨定める。同照会は、一般に、「捜査関係事項照会」といわれ、同照会に係る照会書は、「捜査関係事項照会書」という標題が付されていることが多い<sup>9)</sup>。

同照会に当たって、刑事訴訟法上、裁判官・裁判所による令状は要求されていない。しかし行政実務では、同照会に対して、報告する義務がある

---

弁護士と被疑者・被告人間のコミュニケーションの秘密の趣旨としては、接見内容の秘密に関する多くの裁判例において、弁護士と被疑者・被告人間の情報伝達が差し控えられるという意味での萎縮効果の防止が挙げられている。……この見解は、学説でも広く承認されている。……さらに〔学説上〕、弁護士と被疑者、被告人間のコミュニケーションの秘密の趣旨を、萎縮効果の防止に加えて、当事者主義の観点から論じる見解も存在する。

- 8) 拙稿（吉原裕樹）「民事裁判における裁判を受ける権利保障——憲法学における『理論と実務の協働』の新たな姿——」政経研究（政経研究、公益財団法人政治経済研究所）118号（2022年6月号）60頁。
- 9) 吉開多一ほか『基本刑事訴訟法Ⅰ 手続理解編』（日本評論社、2020年）32頁・70頁（吉開多一執筆部分）。

と理解されている<sup>10)</sup>。そのため、捜査機関が、プライバシー権による要保護性が高い対象について、刑事訴訟法 197 条 2 項に基づく捜査関係事項照会をすることで、令状主義を潜脱するおそれがある旨、かねてより指摘されてきた<sup>11)</sup>。

### (3) 小括

以上のとおり、刑事事件に関して、被疑者・被告人の弁護士に対する法律相談内容は、憲法上の令状主義、プライバシー権、秘密交通権ないし弁護士相談権によって、憲法上の保護を受ける。

## 2 本事例

C 県警察 D 警察署長 E は、B 市に対する捜査関係事項照会によって、X の弁護士に対する法律相談内容及びこれに関連する情報を取得収集しようとした。これらの情報は、直接、X の刑事訴追・刑事処罰につながる可能

---

10) たとえば、第 160 回国会にて、河村たかし衆議院議員が提出した質問主意書（平成 16 年〔2004 年〕7 月 30 日付質問第 20 号）に対する小泉純一郎内閣総理大臣による答弁書（平成 16 年〔2004 年〕8 月 10 日付答弁第 20 号）。衆議院ウェブサイト（[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b160020.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b160020.htm)）。

松尾浩也監修『条解刑事訴訟法（第 5 版）』（弘文堂、2022 年）409-410 頁によれば、刑事訴訟法 197 条 2 項に基づき「報告を求められた公務所・団体は、原則として報告すべき義務を負う（直接的に強制する方法はない）。本項〔＝刑事訴訟法 197 条 2 項〕による照会に対して報告がなされた場合には、法的義務に基づくものであるので、国家公務員法、地方公務員法などの規定による守秘義務に違反しないものと解されている」。他方で、後藤昭・白取祐司編『新・コンメンタール 刑事訴訟法（第 3 版）』（日本評論社、2018 年）480 頁（後藤昭執筆部分）は、次のように述べる。「通説は、照会された側には報告義務があるとしている。ただし、その根拠は必ずしも明らかではない。……照会された側が報告を拒絶する正当な理由があると判断するときは、報告義務もないと考えるべきであろう」。

11) 一般社団法人情報法制研究所（JILIS）「捜査関係事項照会対応ガイドライン」（2020 年〔4 月 11 日〕）同研究所ウェブサイト（<https://www.jilis.org/proposal>）2-8 頁。

弁護士との法律相談内容に対する警察による捜査関係事項照会の憲法的評価性があるため、それ自体としても、プライバシー権による要保護性が高い。しかも、これらの情報は、憲法上の秘密交通権ないし弁護士相談権による保護の対象でもある。

上記第5の1(1)のとおり、本判例は、秘密交通権の重要性を強調している。そのため、仮に本事例で、警察が上記相談内容及びこれに関連する情報を得るため、裁判官に捜索差押令状（捜索差押許可状）の発付を請求した場合、裁判官は、令状請求を却下する可能性が十分に考えられる。この点で、本事例における捜査関係事項照会は、令状主義を潜脱するものといわなければならない。

以上からすると、特に高度の必要性がないかぎり、公権力が、上記法律相談内容及びこれに関連する情報を取得収集することは、Xの人権を不当に侵害して違憲である。

他方、C県警察D警察署が、本事例の捜査関係事項照会によって、Xの供述証拠を収集できたとしても、客観的証拠に比べれば、証拠価値は高いとはいえない。また、市民向け法律相談の時間は、通常30分間程度にとどまる。そのため、Xが弁護士に対し、事実関係の細部について供述している可能性は低い。この点でも、Xの供述の、証拠価値は高いとはいえない。以上からすると、本事例における捜査関係事項照会の、捜査・証拠収集のための必要性は、決して高いとはいえず、むしろ、探索的な性質が強い（卑近な言い方をすれば、「何か出てくればもうけもの」といった性格のものである）といえる。

以上から、本事例におけるEの捜査関係事項照会は、Xのプライバシー権、秘密交通権、弁護士相談権等を不当に侵害し、違憲である<sup>12)</sup>。

## 第6 おわりに

本事例でB市は、Eによる捜査関係事項照会が、裁判所・裁判官の令状に基づかず機密性の高いプライバシー情報を取得しようとするものであることから、対応に慎重を期し、Xに、情報提供に同意するかどうか、あらかじめ確認した。これは、Xの人権を尊重する、まことに適切な対応であ

った。

しかし、本事例が氷山の一角であり、他の地方公共団体は漫然と捜査関係事項照会に応じているという可能性は、十分に考えられる。

憲法学は、被疑者・被告人の人権の重要性を強調してきた。古くて新しい問題として、被疑者・被告人の人権に、あらためて注目する必要がある。

※本研究は、一般財団法人司法協会の研究助成（個人研究）を受けたものである。本稿の内容は、もっぱら筆者の私見に基づくものであって、いかなる組織・団体をも代表するものではない。

---

12) なお、厳密には、本事例におけるXの法律相談が、刑事事件・民事事件いずれに関するものとして実施されたかは、必ずしもはっきりしない。

刑事事件はしばしば、被害者に対する被害弁償等の点で、民事事件と密接に関連する。また民事事件が、不法行為の加害者に対する告訴等の点で、刑事事件と密接に関連する場合も少なくない。このように、刑事事件と民事事件とは、紛争の実態としては、一体をなす場合が少なくない。そのため、刑事事件と民事事件とを截然と区別することは、必ずしも紛争の実態に適合したものではない。

この点に関して、川嶋四郎は、民事訴訟法学から出発しつつ、民刑事峻別論を批判し、民刑事連携論をとるべきであると論ずる。川嶋四郎『公共訴訟の救済法理』（有斐閣、2016年）298頁。また渡邊和道も、民事訴訟法学から出発し、民事手続と刑事手続とを、憲法の保障するデュー・プロセスのもとで統合的に理解する。渡邊和道「民事・刑事手続におけるデュー・プロセスの交錯と統合——米国の判例と日本国憲法31条を手がかりに——」同志社法学66巻1号（2014年5月号）97-110頁、渡邊和道「民事手続における憲法的保障」愛知学泉大学現代マネジメント学部紀要3巻1号（2014年12月号）103-104頁。

